

下関ふく・日本酒の五感体験と、岩国・柏原美術館で美酒『獺祭』を嗜む貸切ナイト 事業業務委託に係るプロポーザル応募要領

1 目的

本業務は、下関・岩国エリアにおける高付加価値な観光コンテンツの造成及び販路開拓を推進し、国内外からの旅行者の誘客と滞在価値の向上を図ることを目的とする。なお、本事業の主たるターゲットは、欧米豪市場の富裕層旅行者とする。

本実施要領は、上記事業を行う者を選定するために行う提案の応募について、必要な事項を定める。

2 実施主体

一般社団法人山口県観光連盟

3 委託業務

(1) 業務名

下関ふく・日本酒の五感体験と、岩国・柏原美術館で美酒『獺祭』を嗜む貸切ナイト事業業務

(2) 事業内容

別添「下関ふく・日本酒の五感体験と、岩国・柏原美術館で美酒『獺祭』を嗜む貸切ナイト事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約形態

委託契約とする

(4) 委託料上限額

9,000千円（消費税及び地方特別消費税を含む）

但し、予算の都合により上限に達さない金額で契約をする場合がある。

(5) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 応募資格

この企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) この公募の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 行政や県内事業者とのネットワークを有する企業（県内に本店又は支店、営業所等を置く）と富裕層インバウンド向け観光コンテンツ造成・販売に強みを持つ全国DMCの2社協業により実施できること。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

6 企画提案手続き等に関する事項

- (1) 企画提案への参加意向確認

この要領に基づく企画提案の参加意向について、「企画提案参加意向確認書」（別紙様式1）を令和8年7月22日（水）午後5時までに、下記あてに電子メールにより提出すること。なお、送信後に必ず電話で確認を行うこと。

一般社団法人山口県観光連盟 担当 浅川
〒753-8501 山口市滝町1-1
山口県観光スポーツ文化部 インバウンド推進室内
電話：083-933-3230
E-mail : yamaguchi.inbound@pref.yamaguchi.lg.jp

- (2) 企画提案の方法

応募資格を有し、応募を希望する事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ①企画提案提出書（別紙様式2）
- ②企画提案に関する調書（任意様式）
- ③活動費用積算内訳書（任意様式）
- ④参考資料（企業としての特性を示す資料）

(3) 企画提案書の提出方法及び提出期限

6(2)に掲げる書類を、企業名、所在地、担当者名、電話番号を明記の上、令和8年7月27日(月)午後5時(必着)までに、電子メールにより提出すること。なお、送信後に必ず電話で確認を行うこと。(提出先は6(1)に同じ。)

(4) その他

- ①提案は、1業者につき1提案とする。
- ②書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする。
- ③この要領に基づき提出された提案書類については返還しない。
- ④提出された書類内容の追記及び修正は認めない。
- ⑤使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

7 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

審査は、審査委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得したものを特定する方法とする。なお、応募が1者の場合でも審査を行うものとする。

(2) 評価項目

別紙「審査項目及び評価基準」により、総合的に評価を行うこととする。

(3) ヒアリング

選定委員会が必要と認めるときは、電話及び面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して文書により通知する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

8 質疑と応答

この要領に関する質問について、「質問書」(別紙様式3)を令和8年7月15日(水)午後5時までにメールにより受け付ける(宛先は6(1)に同じ)ものとし、回答は、個別の質問の場合を除き、「企画提案参加意向確認書」(別紙様式1)を提出した者全員にメールにて行う。

なお、当該回答文書は、この要領を追加または修正したものとして扱う。

9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合

- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10 成果物の著作権

事業により作成した成果等の著作権は、(一社) 山口県観光連盟に帰属するものとする。

審査項目及び評価基準

審査項目	配点	評価ポイント
1 全体		
業務遂行にあたっての 基本的事項	10	<ul style="list-style-type: none"> ○企画提案趣旨が明確であるか ○業務遂行能力があるか ○業務実施体制を確立しているか ○実行程のスケジュールは適切か
2 各論		
(1) 商品造成・販売	20	<ul style="list-style-type: none"> ○仕様書の条件を満たした商品となっているか ○欧米豪市場の富裕層の特性を理解した上で、魅力的な旅行商品の内容やラインナップが提案されているか ○速やかに商品販売が実施できるような仕組みを構築しているか
	10	○モニターツアーの実施結果を商品造成に反映し、事業終了後も継続的な販売につながる具体的かつ実現可能な販売体制が構築されているか
(2) 販売チャネル	20	○EC サイト等を活用した販売チャネルが確保され、海外旅行会社からの販売・申込につながる実効性のある体制が構築されているか
(3) プロモーション	20	<ul style="list-style-type: none"> ○オンラインセミナー等、プロモーション施策は具体的に示されているか ○効率性と費用対効果がある提案となっているか
(4) その他	10	○適切なK P I が設定されているか
	5	○効果分析方法が具体的に明示されているか
3 参考見積	5	○提案内容に応じた所要額が適切に見積られているか
合計	100	

採点区分

各項目について評価し、合計 100 点満点で採点する。